

こども女性相談総室
(中央児童相談所)

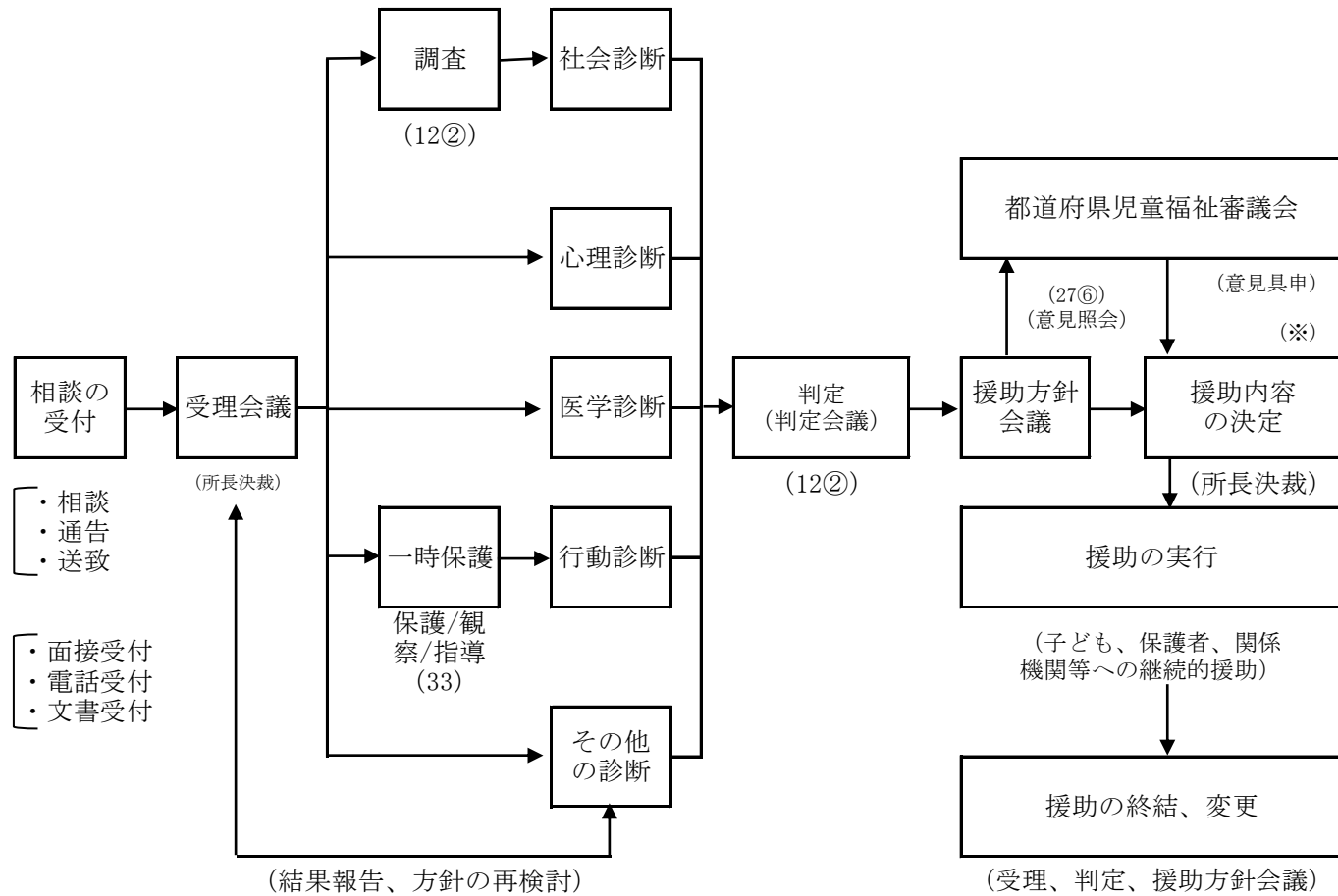
I 児童相談所の業務

1 相 談 業 務

(1) 相談の種類と主な内容

養護相談	養 護 相 談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	保 健 相 談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非行相談	ぐ 犯 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	性 格 行 動 相 談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
そ の 他 の 相 談	上記のいずれにも該当しない相談。	

(2) 児童相談所における相談援助活動の体系・展開



※

援 助	
1 在宅指導等	2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
(1) 措置によらない指導 (12②)	指定発達支援医療機関委託 (27②)
ア 助言指導	3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)
イ 継続指導	4 児童自立生活援助の実施 (33の6①)
ウ 他機関あっせん	5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ)
(2) 措置による指導	福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5)
ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ)
イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	7 家庭裁判所への家事審判の申立て
エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ア 施設入所の承認 (28①②)
オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (27①Ⅱ)	イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①)
カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	エ 後見人選任の請求 (33の8)
(3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)	オ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

(3) 相談の状況

令和5年度に児童相談所が受け付けた相談の総件数は1,345件で、前年度の1,248件に比べて97件増（前年度比107.8%）となった。

養護が794件（59.0%）と最も多く、次いで障がい（348件（25.9%））、育成が115件（8.6%）となっている。

増加した相談種別は、児童虐待相談（50件増）、養護（その他）相談（25件増）、発達障がい相談（5件増加）、ぐ犯等相談（18件増加）、触法行為等相談（8件増加）、不登校相談（14件増加）、適性相談（10件増加）となっている。

減少した相談種別は、保健相談（1件減）、重症心身障がい相談（2件減少）、知的障がい相談（3件減）、性格行動相談（19件減）、育児・しつけ相談（5件減）、その他相談（3件減）となっている。

相談の経路別の受付状況については、家族・親戚からの相談が515件（38.3%）で最も多く、次いで警察・家裁からの相談が286件（21.3%）、学校等からの相談が157件（11.7%）などとなっている。

表1 相談種類別児童受付数

区分	養護		保健	障がい						非行		育成				その他	計
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい等	重症心身障がい	知的障がい	発達障がい	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ		
4年度	599	120	1	2			4	336	6	8	12	78	15	13	9	45	1,248
5年度	件数	649	145		2		2	333	11	26	20	59	29	23	4	42	1,345
	割合(%)	48.3	10.8		0.1		0.1	24.8	0.8	1.9	1.5	4.4	2.2	1.7	0.3	3.1	100
	前年比	50	25	-1	0	0	0	-2	-3	5	18	8	-19	14	10	-5	-3

表2 経路別児童受付数

区分	県・市町村	県・市福祉事務所	児童委員	児童福祉施設等	児童家庭支援センター	認定こども園	警察・家裁	保健所・医療機関	学校等	里親	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
件数	128	62		42	1	4	286	10	157	2	515	88	15	35	1,345
割合(%)	9.5	4.6		3.1	0.1	0.3	21.3	0.7	11.7	0.1	38.3	6.5	1.1	2.6	100

令和5年度の相談措置・処理件数は1,395件である。うち、助言指導で処理したものが1097件（78.6%）、継続指導としたものが15件（1.0%）、児童福祉司指導としたものが56件（4.0%）、児童福祉施設入所としたものが33件（2.4%）となっている。

表3 措置・処理の状況

区分	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	児童福祉施設入所	里親委託	家庭裁判所送致	その他	計
件数	1,097	15	9	56	40	3	33	11	0	131	1,395
割合(%)	78.6	1.1	0.6	4.0	2.9	0.2	2.4	0.8	0.0	9.4	100

(措置・処理件数の中には、前年度未処理のものも含まれる。)

ア 養護相談

養護相談に至った原因及び処理内容は表4のとおりである。

主な理由としては、家族環境（虐待、経済的理由等）から生じたものが832件（98.5%）と最も多い。その中に虐待相談 696件（82.4%）が含まれている。

処理の内訳は、面接指導が685件（81.1%）、児童福祉施設入所が27件（3.2%）、里親委託が11件（13%）となっている。

表4 養護相談の理由別処理件数

処理	理由別		離婚	傷病 (入院含)	家族環境		その他	計
	家出 (失踪含)	死亡			虐待	その他		
児童福祉施設入所				2	20	5		27
里親委託					6	5		11
面接指導				8	578	98	1	685
その他		1		1	92	28		122
計		1		11	696	136	1	845

① 里親及びファミリーホーム委託状況について

登録里親数 41人のうち実際に委託を受けた里親は 10人（受託率 24.4%）、委託里子数は 19人となっている。また、ファミリーホームへの委託児童数は19人となっている。

里親は、児童を一時的又は継続的に自分の家庭内に預かって養育することを希望する者であって、都道府県知事が適当と認定したものである。里親制度は、家庭的環境に恵まれない児童を個人の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度である。

表5-1 管内の里親・里子の状況 (令和6年3月末現在)

里親登録数	委託里親		委託里子数
	実数	受託率(%)	
41	10	24.4	19

表5-2 管内のファミリーホームの状況 (令和6年3月末現在)

施設数	委託児童数
4	19

② 虐待相談（養護相談の再掲）

虐待相談の処理件数は696件で、前年度に比べ147件増加した。

虐待の種類別の処理件数は、表6～10のとおりである。

表6 虐待相談の種類別件数

区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計	
4年度	140	2	273	134	549	
5年度	件数	158	3	401	134	696
	割合(%)	22.7	0.4	57.6	19.3	100.0

表7 処理状況

区分	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	里親委託	市町村送致	その他	計
4年度	472	5	7	29	6	1	14	15	549
5年度	568	6	4	42	20	6	40	10	696

表8 通告経路

区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	市町村	その他	計	虐待者本人（再掲）
4年度	39	4	55	7	2			10	12	265	110	13	32	549	15
5年度	119	18	76	12	2		27		11	247	130	6	48	696	70

表9 虐待者

区 分	実 父	実 父 以 外 の 父 親	実 母	実 母 以 外 の 母 親	祖 父	祖 母	そ の 他	不 詳	計
4年度	223	45	272	4			5		549
5年度	251	44	395		6				696

表10 被虐待児童の年齢別内訳

区 分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計	
4 年 度	0～2歳	8	0	49	22	79
	3～5歳	23	0	40	29	92
	6～12歳	65	0	125	55	245
	13～15歳	29	1	37	21	88
	16～18歳	14	1	23	7	45
	計	139	2	274	134	549
5 年 度	0～2歳	8	0	81	20	109
	3～5歳	25	0	82	21	128
	6～12歳	88	1	176	62	327
	13～15歳	27	2	39	21	89
	16～18歳	10	0	23	10	43
	計	158	3	401	134	696

イ 障がい相談

障がい相談の受付件数は、知的障がい333件（95.7%）と最も多く、次いで発達障がい11件（3.2%）などとなっている。

表 1 1 障がい相談受付件数

区 分	肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい等	重症心身障がい	知的障がい	発達障がい	計
件 数	2	0	0	2	333	11	348
割合 (%)	0.6	0.0	0.0	0.6	95.7	3.2	100

ウ 非行相談

非行相談の処理件数は38件となっている。なお、これらの件数は主たる問題行動の内容を1件として計上しており、通常は問題行動の内容が複数であることも少なくない。

表 1 2 非行相談の問題行動別処理件数

問題行動 別 処 理	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	計
児童福祉施設入所	2	0	2
面接指導	17	8	25
その他	5	6	11
計	24	14	38

エ 育成相談

育成相談の受付件数は115件で、性格行動が59件（51.3%）、不登校が29件（25.2%）、適性が23件（20.0%）となっている。

表 1 3 育成相談受付件数

区 分	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育児・しつけ	計
件 数	59	29	23	4	115
割合 (%)	51.3	25.2	20.0	3.5	100

※ 不登校相談の受付及び処理状況

不登校相談の受付件数は29件で前年度と比べ14件増加した。

処理では、助言指導が22件、その他が7件となっている。

表 1 4 不登校相談受付件数

区 分	4 年 度	5 年 度
件 数	15	29

表 1 5 不登校相談処理状況

区 分	助言指導	継続指導	他機関あつせん	福祉司指導	施設入所	障害児施設利用契約	その他	計
件 数	22						7	29

2 判定業務

令和5年度の判定件数は234件で、前年度と比べて27件の減少となっている。
 医学的診断指導件数は495件、心理診断指導件数は905件となっている。

表16 相談種類別判定件数

区分	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	計
4年度	21						203	1	2	2	22	1	9			261
5年度	36						159	2	5	8	13		10		1	234

表17 医学的・心理学的検査状況

年度	検査対象者	医学的診断指導				心理診断指導					
		診察指導	医学的検査	その他	計	知能検査	発達検査	人格検査	その他検査	観察・面接・指導	計
4年度	児童	84	118	42	244	216	124	59	15	299	713
	保護者	87			87				2	263	265
	その他	9			9					22	22
	計	180	118	42	340	216	124	59	17	584	1,000
5年度	児童	100	181	67	348	213	58	43	3	290	607
	保護者	105			105					265	265
	その他	42			42					33	33
	計	247	181	67	495	213	58	43	3	588	905

表18 判定書（証明書等）の交付状況

区分	特別児童扶養手当診断	障害児保育意見書	その他 (福祉手当・障害証明書等)	計
4年度	4	1	75	80
5年度	1	1	134	136

表19 愛護（療育）手帳の判定状況

区分	4年度	5年度
件数	205	150

3 一時保護業務

(1) 一時保護の状況

ア 実人員及び延人員

令和5年度に一時保護（昼間一時保護、委託一時保護を含む。）した管内の児童の実人員の総数は172人で、前年度と比べ69人の増加となっている。

管内の延日数の総数は4,242日で、前年度と比べ1696日の増加となっている。

表20 一時保護の状況

区分		中央児相の 一時保護	昼間一時保護	一時保護委託	計
4年度	実人員	24	11	68	103
	延日数	559	13	1,974	2,546
5年度	実人員	44	/	128	172
	延日数	796	/	3,446	4,242

※令和5年度から集計方法が変更となったため、昼間一時保護は集計しない。

イ 相談種類別保護児童数

令和5年度に一時保護（昼間一時保護、委託一時保護を含む。）した管内の児童の実人員は、養護（虐待）が116人（67.4%）、養護（その他）が33人（19.2%）、非行が16人（9.3%）、育成が7人（4.1%）の順となっている。

延日数では、養護（虐待）が3,309日（78.0%）、育成が333日（7.9%）、養護（その他）が314日（7.4%）、非行が286日（6.7%）の順となっている。

表21 相談種類別一時保護児童数

区分		養 護		障 害	非 行	育 成	保 健・ そ の 他	計
		虐 待	そ の 他					
4年度	実人員	66	12		3	22		103
	延日数	1,482	365		72	627		2,546
5年度	実人員	116	33		16	7		172
	延日数	3,309	314		286	333		4,242

(2) 中央児童相談所一時保護所（昼間一時保護を除く）の一時保護状況

ア 実人員及び延日数等

令和5年度の実人員は24人で、前年度と比べて12人の減少となっている。延日数は796日、前年度と比べ237日の減少となっている。

また、1日平均の一時保護人員は、2.2人（前年度比0.7人減）、1人平均の一時保護日数は、18.1日（前年度比5.2日減）となっている。

イ 相談種類別保護児童数

令和5年度の実人員は、養護が29人（65.9%）、非行が10人（22.7%）、育成が5人（11.4%）となっている。

延日数では、養護が444日（55.8%）、非行が224日（28.1%）、育成が128日（16.1%）となっている。

表22 中央児童相談所一時保護所の一時保護状況

区分	養護		障がい				非行		育成			保健・その他	計	1日平均保護人員	1人平均保護日数
	虐待	その他	肢体不自由	言語発達障がい等	知的障がい	発達障がい	ぐ犯等	触法行為等	性格行動	不登校	育児・しつけ				
4年度	実人員	10	1					2		11			24	1.5	23.3
	延日数	217	5					57		280			559		
	昼間一保	実人員	9							2			11		
		延日数	9							4			13		
5年度	実人員	27	2					10		5			44	2.2	18.1
	延日数	409	35					224		128			796		
	昼間一保	実人員											0		
		延日数											0		

※令和5年度から集計方法が変更となったため、昼間一時保護は集計しない。

ウ 一時保護児童の退所先

令和5年度の退所先は、家庭引取が28人（63.6%、前年度比12人増）、児童養護施設入所が7人（15.9%、前年度比3人増）、その他が9人（20.5%、前年度比6人増）となっている。

表25 一時保護児童の退所先の状況

退所先		家庭引取	児童養護施設	児童自立支援施設	福祉型障害児入所施設(知的障害児)	児童心理治療施設	家庭裁判所送致	その他	計
4年度	一時保護	16	4	1				3	24
5年度	一時保護	28	7					9	44

(3) 委託一時保護の状況

ア 相談種類別の状況

令和5年度の管内委託一時保護児童の実人員は128人（前年比60人増）で、養護（虐待）が89人（前年比42人増）、養護（その他）が31人（前年比20人増）などとなっている。

延日数は3,446日（前年比1,472日増）で、養護（虐待）が2,900日（前年比1,644日増）、養護（その他）が279日（前年比81日減）などとなっている。

表26 相談種類別委託一時保護の状況

区分	養護		障害	非行	育成	保健・その他	計
	虐待	その他					
4年度	実人員	47	11	1	9		68
	延日数	1,256	360	15	343		1,974
5年度	実人員	89	31	6	2		128
	延日数	2,900	279	62	205		3,446

イ 委託先別の状況

令和5年度の委託先は、実人員128人のうち、児童福祉施設26人（前年度比12人減）、乳児院11人（前年度比11人増）、里親等54人（前年度比33人増）、警察21人（前年度比19人増）、その他16人（前年度比15人増）となっている。

延日数3,446日のうち、児童福祉施設1,169日（前年度比37日増）、乳児院7,702日（前年度比702日増）、里親等1,138日（前年度比642日増）、警察23日（前年度比20日増）などとなっている。

表27 委託先別委託一時保護の状況

区分	児童福祉施設	乳児院	医療機関	里親等	警察	その他	計
4年度	実人員	38	6	21	2	1	68
	延日数	1,132	284	496	3	59	1,974
5年度	実人員	26	11	54	21	16	128
	延日数	1,169	702	1,138	23	414	3,446